

## 「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務 に係る受託候補者選定審査基準

本審査基準は、提出された企画提案書等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

### 1 選定者

京都市の職員により構成する「「木と暮らすデザイン KYOTO」パートナー連携促進業務受託候補者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において評価し、受託候補者を選定する。

### 2 選定方法

- ・ 選定委員会において、別表に掲げる評価項目について採点し、最も高い評価点を得た応募者を受託候補者として選定する。
- ・ 評価点が60点に満たない場合、また、選定委員会の審査において応募者が本業務を実施し得る能力を有しないと判断した場合は、受託候補者を選定しないことがある。
- ・ 応募者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。

### 3 評価項目及び配点

各選定委員は、別表の「京都市公契約基本条例との関係」を除く各項目についてA～Eの5段階で評価し、各項目の配点に以下の評価係数を乗じて合計したものを評価点とする。

各提案者の評価点は、全選定委員の評価点の平均点とする(小数点第2位切捨)。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	極めて良好
B	0.8	良好
C	0.6	普通
D	0.4	やや不十分
E	0.2	不十分

### 4 失格の条件

以下に挙げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 提案書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 受託希望金額が委託料の上限額を超えている場合
- (3) 提案書等に必要な項目が記載されていない場合、又は提案内容が仕様書の要件を満たしていない場合

別表 評価項目及び配点

項目	評価内容	配点
実施体制	業務の安定的な実施に必要な人員及び体制が整っているか。 各分野に精通した人物が配置されているか。	10
企画内容	(1) パートナーミーティングの開催・運営 ・進め方及びスケジュールについて円滑に実施することが可能であるか。 ・パートナー間の交流が促進されるプログラムの提案となっているか。	10
	(2) プロダクト部会のプロジェクト推進・実現に向けたコーディネート ・パートナーが互いの事業・取組内容・強みを知ったうえで連携できる提案となっているか。 ・開発したい木製品のジャンル・ターゲット等に応じたパートナー間のマッチング、木製品の開発の伴走支援の実現が可能な提案となっているか。 ・開発された木製品の進捗・種類に応じて披露の場や情報発信を検討できる提案となっているか。	20
	(3) 木育部会のプロジェクト推進・実現に向けたコーディネート ・パートナーが互いの事業・取組内容・強みを知ったうえで連携できる提案となっているか。 ・パートナー同士が連携した木育・森林環境学習の年間プログラムの実施が実現可能な提案となっているか。	20
	(4) 取組内容の発信・広報業務 ・本業務の取組内容を効果的に発信できる広報業務の提案となっているか。	15
業務実績	類似業務を受託した実績は十分か。 類似の業務実績でノウハウの蓄積があるか。	15
受託希望金額	受託希望金額（見積書の総費用）の高低。 A：委託料の上限額の85%未満 B：委託料の上限額の85%以上～90%未満 C：委託料の上限額の90%以上～95%未満 D：委託料の上限額の95%以上～99%未満 E：委託料の上限額の99%以上	5
京都市公契約基本条例との関係	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。 ・上記に該当する場合：5点 ・上記に該当しない場合：0点	5
合計		100